

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第2条関係

改正後	改正前
○四万十町一般職の職員の給与に関する条例 平成18年3月20日条例第41号 (略) (給料表) 第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1)～(2) (略) 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類した職務の内容は別表第3に定めるとおりとする。 第5条～第14条 (略) (住居手当) 第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。） (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料宿舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。	○四万十町一般職の職員の給与に関する条例 平成18年3月20日条例第41号 (略) (給料表) 第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1)～(2) (略) 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類した職務の内容は別表第3に定めるとおりとする。 第5条～第14条 (略) (住居手当) 第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。） (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料宿舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

改正後	改正前
(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に<u>定める額</u>（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額 ア 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額 イ 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは、<u>17,000円</u>）を11,000円に加算した額 (2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） 3 (略) 第16条～第33条 (略) (勤勉手当) 第34条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現	(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に<u>掲げる額</u>（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額 ア 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額 イ 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>16,000円</u>を超えるときは、<u>16,000円</u>）を11,000円に加算した額 (2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） 3 (略) 第16条～第33条 (略) (勤勉手当) 第34条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現

改正後	改正前																
在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額	在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額																
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額																
3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。	3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。																
4 第31条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第34条第3項」と、「合計額」とあるのは「月額」と読み替えるものとする。	4 第31条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第34条第3項」と、「合計額」とあるのは「月額」と読み替えるものとする。																
5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第32条中「前条第1項」とあるのは、「第34条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第34条第1項に規定する基準日という。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。	5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第32条中「前条第1項」とあるのは、「第34条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第34条第1項に規定する基準日という。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。																
第35条～ (略)	第35条～ (略)																
別表第3（第4条関係）	別表第3（第4条関係）																
ア 行政職給料表級別職務分類表	ア 行政職給料表級別職務分類表																
<table> <tr> <th>級</th><th>職務の名称</th></tr> <tr> <td>1</td><td>主事、技師、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、<u>介護福祉士、介護支援専門員、生活相談員、管理栄養士及び介護職員の職務</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td>主任、主任技師、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、<u>介護福祉士、介護支援専門員、生活相談員、管理栄養士及び介護職員の職務</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td>主査、技査、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、<u>介護福祉士、介護支援専門員、生活相談員、管理栄養士及び介護職員の職務</u></td></tr> </table>	級	職務の名称	1	主事、技師、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、 <u>介護福祉士、介護支援専門員、生活相談員、管理栄養士及び介護職員の職務</u>	2	主任、主任技師、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、 <u>介護福祉士、介護支援専門員、生活相談員、管理栄養士及び介護職員の職務</u>	3	主査、技査、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、 <u>介護福祉士、介護支援専門員、生活相談員、管理栄養士及び介護職員の職務</u>	<table> <tr> <th>級</th><th>職務の名称</th></tr> <tr> <td>1</td><td>主事、技師、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、<u>介護福祉士及び介護支援専門員の職務</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td>主任、主任技師、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、<u>介護福祉士及び介護支援専門員の職務</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td>主査、技査、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、<u>介護福祉士及び介護支援専門員の職務</u></td></tr> </table>	級	職務の名称	1	主事、技師、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、 <u>介護福祉士及び介護支援専門員の職務</u>	2	主任、主任技師、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、 <u>介護福祉士及び介護支援専門員の職務</u>	3	主査、技査、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、 <u>介護福祉士及び介護支援専門員の職務</u>
級	職務の名称																
1	主事、技師、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、 <u>介護福祉士、介護支援専門員、生活相談員、管理栄養士及び介護職員の職務</u>																
2	主任、主任技師、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、 <u>介護福祉士、介護支援専門員、生活相談員、管理栄養士及び介護職員の職務</u>																
3	主査、技査、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、 <u>介護福祉士、介護支援専門員、生活相談員、管理栄養士及び介護職員の職務</u>																
級	職務の名称																
1	主事、技師、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、 <u>介護福祉士及び介護支援専門員の職務</u>																
2	主任、主任技師、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、 <u>介護福祉士及び介護支援専門員の職務</u>																
3	主査、技査、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、 <u>介護福祉士及び介護支援専門員の職務</u>																

改正後			改正前		
	<u>務</u>				
4	副課長、次長、室長、班長、所長、対策監、 <u>係長</u> 、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長、農業委員会事務局次長、その他の地域行政機関の次長、館長、主幹、技幹、認定こども園長、主任保育教諭、保育所長及び主任保育士の職務		4	副課長、次長、室長、班長、所長、対策監、 <u>総括主幹、総括技幹</u> 、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長、農業委員会事務局次長、その他の地域行政機関の次長、館長、主幹、技幹、認定こども園長、主任保育教諭、保育所長及び主任保育士の職務	
5	副課長、次長、室長、班長、所長、対策監、総括主幹、総括技幹、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長、農業委員会事務局次長、その他の地域行政機関の長、 <u>館長、認定こども園長、保育所長及び施設長の職務</u>		5	副課長、次長、室長、班長、所長、対策監、総括主幹、総括技幹、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長、農業委員会事務局次長、その他の地域行政機関の長、 <u>館長の職務、認定こども園長及び保育所長</u>	
6	会計管理者、政策監、参事、地域振興局長、教育次長、課長、会計管理室長、副地域振興局長、地域振興局課長、事務長及び事務局長の職務		6	会計管理者、政策監、参事、地域振興局長、教育次長、課長、会計管理室長、副地域振興局長、地域振興局課長、事務長及び事務局長の職務	
イ 医療職給料表(1)職務分類表 (医師の職務)			イ 医療職給料表(1)職務分類表 (医師の職務)		
ウ 医療職給料表(2)職務分類表 (理学療法士、栄養士及び放射線技師の職務)			ウ 医療職給料表(2)職務分類表 (理学療法士、栄養士及び放射線技師の職務)		
エ 医療職給料表(3)職務分類表 (看護師及び准看護師の職務)			エ 医療職給料表(3)職務分類表 (看護師及び准看護師の職務)		